忘れていませんか？

問合先　市民課国民年金係

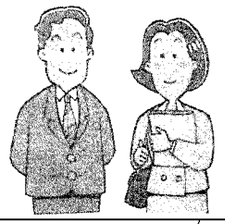

第３号被保険者の届出はお済みでしょうか

第２号被保険者（厚生年金や共済組合の加入者）に扶養されている配偶者を第３号被保険者といいます。第３号被保険者は保険料納付の必要がありませんが、届出をして確認を受けなければ、第３号被保険者として扱われません。届出をしていないと、将来年金が受けられなくなったり、減額されることもありますので、第３号被保険者に該当したときは必ず届け出るようにしましょう。

届出が済んでいない場合は？

第３号被保険者の特例届出期間があります

（平成７年４月～平成９年３月）

第３号被保険者の届出が出されていなかったり、遅れて届出られると、原則２年前までさかのぼって第３号被保険者の期間と認められ、それより以前の期間は「未届出期間」となっていましたが、平成９年３月までの特例届出期間中に届出を行うことによって２年前までに限らず、昭和61年４月以降の未届出期間が第３号被保険者の期間とされ、将来受け取る年金の額に反映されます。届出を忘れていたり、済まされていない方は、必ずこの機会に届出を行ってください。

その他、ご不明な点がありましたら、市役所または社会保険事務所にお問い合わせください。なお、ご照会の際には、ご自身の年金手帳と配偶者の年金手帳番号等をご用意ください。

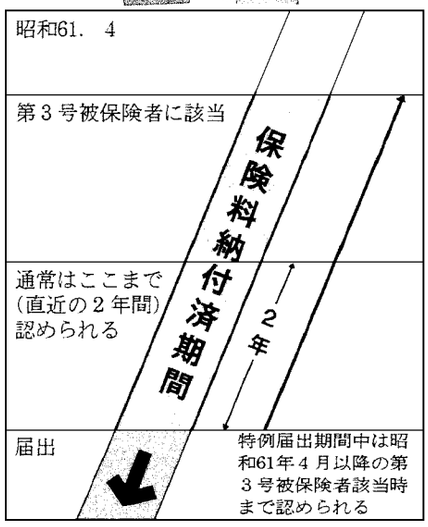

給与支払報告書はお早めに

給与支払報告書は、一月三十一日が提出期限となっていますのでよろしくお願いします。

なお、ご存知のように二月十七日から所得税並びに市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので忘れずに提出してください。

国民年金の一年間の支払金額は次のとおりです。

1月～3月　月額一一、七〇〇円（計三五、一〇〇円）

4月～12月　月額一二、三〇〇円（計一一〇、七〇〇円）

☆定額　年額　一四五、八〇〇円

付加　年額　一五〇、六〇〇円

☆定額全納　一四四、〇四〇円

付加全納　一四八、七二〇円

償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は一月三十一日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、申告用紙のない方は税務課資産税係へ請求してください。

家屋の取りこわしの届出書の提出はすみましたか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税しますが、届出書の提出がない時、課税される場合がありますので、次のような場合は「家屋取りこわし届出書」を一月中に税務課まで提出してください。

①建物を壊し、滅失登記が済んでないとき。

②未登記家屋をとり壊したとき。

なお、届出書の用紙は、税務課にあります。

所得税・事業税・市県民税共同説明会

日　時　2月3日　午後1時～3時

場　所　市役所3階　大会議室

寄付（敬称略）

次の方々から寄付がありました。

社会福祉のために

大月法人会　都留支部役員有志　金一三、七三七円

天野朶一　金一〇〇、〇〇〇円

ギブソンハウス　西村徹　金一封

文化ホールへ

都留ライオンズクラブ　広場ベンチ、屑入れ、吸殻入

横浜市西区北幸二―八―十九　西松(株)横浜支店取締役支店長　東川　昇

ハイビジョンテレビ　同テレビ台他

川茂一〇二　天野正之　ドウダンツツジ二五〇本

「午後の遺言状」都留市上映実行委員会委員長　松川始　金一〇〇、〇〇〇円

特殊自動車の車種区分が変わります

農耕トラクタは、最高速度35km／h未満であれば、小型特殊自動車となります。その結果、

- ●検査が不要です。
- ●自賠責保険（強制保険）が任意保険になります。
- ●地方税の種類が固定資産税から軽自動車税になります。

いままで大特　これから小特

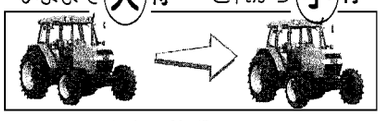

小型特殊自動車の範囲　平成９年１月から

		長さ（ｍ）	幅（ｍ）	高さ（ｍ）	最高速度（km/h）	総排気量（リットル）
現行		4.70以下	1.70以下	2.00以下	15以下	1.5以下
改正後	農耕トラクタ	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
	産業・建設車輌	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし